石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正）

第一条　石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第二、様式第三及び様式第四中「㊞」及び備考３を削る。

様式第五中「㊞」及び備考４を削る。

様式第九中「㊞」及び備考六を削る。

（石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正）

第二条　石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和四十七年通商産業省運輸省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第二中「㊞」及び備考３を削る。

様式第三及び様式第四中「㊞」及び備考２を削り、「備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第五中「㊞」及び備考４を削る。

様式第六中「㊞」及び備考３を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条の二十四第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（永住許可） **第二十二条**　法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（法第二十二条第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［一～三　略］ ［２・３　略］	（永住許可） **第二十二条**　法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、法第二十二条第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を提出することを要しない。 ［一～三　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｉ（「高度専門職（１号イ）」・「教授」・「教育」）、同様式所属機関等作成用１　Ｊ（「芸術」・「文化活動」）、同様式所属機関等作成用１　Ｋ（「宗教」）、同様式所属機関等作成用２　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）中「及び押印」及び「し、押印　　年　　月　　日」を「年　　月　　日」に改める。